## 証券取引法 (昭和二十三年法律第二十五号)

ならない に従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければ 所計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところ第百九十三条 この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財

## 蔵省令第五十九号 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 昭和三十八年大

適用の一般原則)

第一条 証券取引法 昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。)第五条、第九条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項 (これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)又は同条第六項 (これらの規定の方ち法第二十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の方、貸借対照表、損益計算る財務計算に関する書類(以下「財務書類」という。)のうち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書(これらの財務書書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書(これらの財務書書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書(これらの財務書書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書(これらの財務書書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書(これらの財務書書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書(これらの財務書書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書(これらの財務書書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書(これらの財務書書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書(これらの財務書書、キャッシュ・フローがよりにおいては、一般に公定めるところによります。

- 認められる企業会計の基準に該当するものとする。計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と2 金融庁組織令 (平成十年政令第三百九十二号)第二十四条 に規定する企業会
- 計の基準に優先して適用されるものとする。 の規定に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会の規定に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会の規定により提出される財務諸表に関する特定の事項について、

|外国会社の財務書類の作成基準 |

- 動庁長官の指示するところによるものとする。社会には、当該財務計算に関する書類の用語、様式及び作成方法は、金関示している財務計算に関する書類以外の財務計算に関する書類を財務書類とした。出することが金融庁長官の認めるところとなつた外国会社が、当該地域でとして提出することが金融庁長官の認めるところとなつた外国会社が、当該地域で関示している財務計算に関する書類を財務書類

- ・ 外国会社が本国その他の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指当該外国会社が提出する財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指が第一項又は第二項の規定に基づく金融庁長官の認めるところとならない場合には、外国会社が本国その他の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類
- 前各項の規定にかかわらず、特定有価証券(法第二十四条第一項 において規定す 前各項の規定にかかわらず、特定有価証券(法第二十四条第一項 において規定する ただし、当該外国会社がその本国において作成している財務計算に関するのとする。ただし、当該外国会社がその本国において作成している財務計算に関する ることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は 金融庁長官が必要と認めて指示するよとを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は 金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び 全融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び 企融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び 金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び で成方法によるものとする。

(金額表示)

算に当たつて採用した換算の基準を当該財務書類に注記しなければならない邦通貨に換算した金額を併記するものとする。この場合においては、本邦通貨への換本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本第百三十条 外国会社が提出する財務書類に掲記される科目その他の事項について

(注記の方法)

会計処理基準に関する注記)

らない び手続と異なるものがある場合には、その内容を当該財務書類に注記しなければな会社が採用する会計処理の原則及び手続のうち、本邦における会計処理の原則及第**第**二十八条 前条第一項から第四項までの規定による財務書類について、当該外国

表示方法)

- 提出する財務書類について準用する。 第二十九条 第五条第二項及び第八条の二(第一号を除く。)規定は、外国会社が
- ものがある場合には、その内容を当該財務書類に注記しなければならない。 外国会社が提出する財務書類の表示方法のつち、本邦における表示方法と異なる

## 証券取引法 (昭和二十三年法律第二十五号)

に従つて内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければ務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところ第百九十三条 この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財

ならない

## 大蔵省令第二十八号) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 昭和五十一年

規則の適用)

第一条 証券取引法 (昭和二十三年法律第二十五号。以下 法」という。)第五条、第一条 証券取引法 (昭和二十三年法律第二十四条第一項若しくは第三項 (1九年) この規則において定めのない事項については 一般に公正妥当と認められる企業を含む。)の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結貸借対照表、を含む。)の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結貸借対照表、を含む。)の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結貸借対照表、を含む。)の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結貸借対照表、を含む。)の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結貸借対照表、を含む。)の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結貸借対照表、を含む。)の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結貸借対照表、を含む。)の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結貸借対照表、の規定法、以下「連結財務諸表」という。)の用語、様式及び作成方法は、財務諸表等規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業を含計の基準に従うものといる。

第八十七条 米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方式認められる企業会計の基準に該当するものとする。 計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と2 金融庁組織令 平成十年政令第三百九十二号)第二十四条 に規定する企業会

八十七条 米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によること 場定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保 規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保 規定による連結財務諸表として認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸 護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸表を法の 表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、 未国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法 ができる。

くなつた場合には、適用がないものとする。 第八十八条 前条の規定は、米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録しな

ばならない 第八十七条の規定による連結財務諸表は、日本語をもつて記載しなけれ

ものとする。 第九十条 第八十七条の規定による連結財務諸表には、次の事項を追加して注記する

- 一 当該連結財務諸表が準拠している用語、様式及び作成方法
- 耒 二 当該連結財務諸表の作成状況及び米国証券取引委員会における登録状況

三 この規則に準拠して作成する場合との主要な相違点